告 示

埼玉県告示第七百七十五号

る同法第二十条第二項の規定により、 たので、都市計画法 ので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す鳩山町から毛呂山・越生都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受け において縦覧に供する。 当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕